

臨時報告第 10 号様式

熊 刑 発 第 6 3 8 号  
 令 和 3 年 5 月 1 2 日

矯 正 局 長  
 殿  
 福 岡 矯 正 管 区 長

熊 本 刑 務 所 長

自 殺 事 故 報 告

事 故 の 概 況  
 令和 3 年 3 月 2 8 日 (日) 午前 3 時 4 分頃、京町拘置支所 (以下「同支所」という。)において、未決拘禁者 (以下「事故者」という。)が、同居室廊下側窓の鉄格子にズボン下を通し、その両裾部を結んで輪状にし、同輪に首を入れた上、自己の首に同ズボン下を二重に巻き付けるとともに、別のズボン下の両裾部を結んで輪状したものに、背部に回した両手首を入れ、それぞれの手首を 1 回絡めた状態でい首しているのを同棟勤務職員看守 (以下「看守」という。)が発見し、直ちに非常ベル通報を行った。  
 同通報により急行した職員らが事故者の居室を開扉し、直ちに心肺蘇生及び A E D を使用 (電気ショックなし) するとともに、同時 1 2 分、救急車を要請し、到着した救急隊員により外部病院に緊急搬送するも、意識は回復せず、同 6 時 3 9 分、外部病院医師により死亡が確認され、

事 故 の 状 況	1 発 生 年 月 日	1 令和 3 年 3 月 2 8 日 (日)
	2 発 見 時 刻	2 午前 3 時 4 分頃
	3 場 所	3 京町拘置支所 (単独室)
	4 方 法	4 い首
	5 経 緯	5 経緯は以下のとおりである。 (1) 令和 3 年 3 月 2 8 日 (日) 午前 3 時 4 分頃、京町拘置支所において、事故者が、同居室廊下側窓の鉄格子にズボン下を通し、その両裾部を結んで輪状にし、同輪に首を入れた上、自己の首に同ズボン下を二重に巻き付けるとともに、別のズボン下の両裾部を結んで輪状したものに、背部に回した両手首を入れ、それぞれの手首を 1 回絡めた状態でい首しているのを看守が発見し、直ちに非常ベル通報を行った。 (2) 同時 7 分頃、上記通報により駆けつけた職員が開扉し、

		<p> <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>  <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> 事故者を居室に仰向けに横臥させ、事故者の意識及び自発呼吸を確認することも確認できなかったことから、同時 9 分頃、<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> 副看守長が心臓マッサージを開始し、監督当直者主任副看守長<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> が救急車要請を指示した。                  なお、同時 12 分頃、事務当直者法務事務官看守部長<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> が 119 番通報して救急車を要請した。                  (3) 同時 11 分頃、AED を事故者に装着するも、除細動は必要なく、心臓マッサージ等を継続するようガイダンスが流れたことから、心臓マッサージ及びアンビューバッグを使用した人工呼吸を継続し、同時 25 分頃、救急隊員が同居室に到着したことから救命処置を救急隊員と交代した。                  (4) 同時 35 分頃、同支所正面玄関において同隊員が事故者を救急車に乗せ、救急車により<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> に向けて表門を出発した。                  (5) 同時 40 分頃、同病院に到着した。                  (6) 同 5 時 5 分頃、統括矯正処遇官（第二担当）<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>（以下「<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> 統括」という。）が熊本地方裁判所に、同時 8 分頃、熊本地方検察庁にそれぞれ事故発生を報告した。                  (7) <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>  <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>                  (8) 同 6 時 39 分、同<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> 医師により、死亡が確認された。                  (9) 最終生存確認時間                  同月 28 日午前 2 時 49 分頃、<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> 副看守長が本人の収容居室を巡回視察した際、事故者は<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> 特段の異状は認められなかった。                  6 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>ズボン下 2 枚（い首用 1 枚、手首部拘束用 1 枚）                  7 該当事項なし                  8 該当事項なし                  9 該当事項なし             </p>
6	使用器具	6
7	逮捕制圧等の状況	7
8	事故による犯罪	8
9	その他	9





旨の指示があった。

(2) 行政検視

ア 日時

上記(1)アに同じ

イ 場所

上記(1)イに同じ

ウ 実施者等

実施者

熊本刑務所長 恵 森 裕 也

補助者

京町拘置支所長 持 田 則 行

統括矯正処遇官(第一担当)

法務事務官看守部長

法務事務官主任看守

エ 結果

死因については、現在のところ不明。

(3)

ア

イ

ウ

エ

4 遺族への連絡等

(1)

		<p>(2)</p> <p>5 遺体等の引渡し</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>6 取材の有無</p> <p>本月30日午後7時、マスコミ各社に公表し同日中に12社（共同通信、熊本日日新聞社、時事通信社、RKK熊本放送、KKT熊本県民テレビ、読売新聞社、朝日新聞社、西日本新聞社、TKUテレビ熊本、毎日新聞社、KAB熊本朝日放送、NHK熊本）から取材があり、さらに同日、テレビ局1社（NHK熊本）、インターネット報道2社（熊本日日新聞、NHKニュース）において報道がなされるとともに、翌31日付け朝刊において新聞社1社（熊本日日新聞）に記事が掲載された。</p>
--	--	--